

令和6年度個人住民税に係る定額減税について

(年金特別徴収者に向けて)

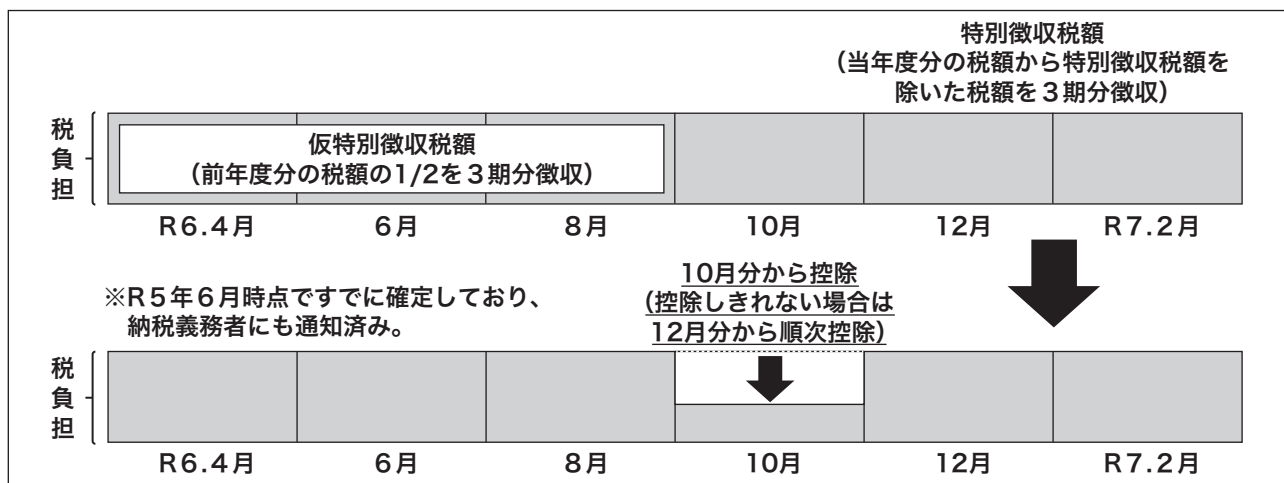
令和6年度税制改正の大綱(令和5年12月22日閣議決定)において、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和する目的から、令和6年分の所得税・令和6年度分の個人住民税について、納税義務者本人及び控除対象配偶者を含めた扶養親族1人につき所得税3万円、個人住民税1万円が減税されることとなりました。

なお、年金特別徴収に係る所得税の定額減税は年金ダイヤル(TEL:0570-05-1165)にお問い合わせください。

- 1 対象者** 令和6年度の個人住民税(所得割)を納めていただく方のうち、**前年の合計所得金額が1,805万円以下の方**
- 2 減税額** **納税義務者本人1万円と扶養親族数(控除対象配偶者含む)×1万円の合計額**を、令和6年度納税義務者本人の所得割額から控除します。
※国内に住所を有しない控除対象配偶者を含めた扶養親族は、定額減税の算定対象とはなりません。

3 実施方法(年金から個人住民税が引き落としされる場合)

「定額減税「前」の年税額」をもとに算出した令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は令和6年12月分以降の特別徴収税額から順次控除します。



ただし、令和6年度に初めて公的年金等に係る所得から特別徴収をする場合は、令和6年6月分及び8月分は普通徴収の方法による控除を実施し、控除しきれない場合は令和6年10月分以降の特別徴収税額から順次控除します。

※年金からの引き落とし以外に給与からの引き落としや口座・納付書などでのお支払いがある方については、徴収方法が異なります。詳細は「特別区民税・都民税・森林環境税 税額決定通知書等の見方」をご確認ください。

定額減税可能額が定額減税を行う前の所得税額・個人住民税所得割額を上回っており、**定額減税しきれないと見込まれる場合**(特別区民税・都民税・森林環境税 税額決定納税通知書の「定額減税控除外額」に1円以上の記載がある場合)は、**その差額を調整のうえ給付します。**

申請書等に関しましては、7月下旬以降に順次発送を予定しております。(税務課調整給付担当係)

4 年金からの引き落とし方法と時期

(1) 令和6年度から新たに年金から住民税が引き落としされる方

引き落としの開始は、令和6年10月支給の年金分からとなります(本徴収)。そのため、令和6年度住民税の2分の1の額については、令和6年度1期分・2期分として、これまでどおり納付書などで納めていただくことになります。また、口座振替をお申込みされている方も年金からの引き落としが開始となります。なお、令和7年4・6・8月の仮徴収税額については、令和6年度年金所得にかかる年税額の2分の1に相当する額を引き落とします(仮徴収)。

例 収入が年金のみであり納付書・口座振替でお支払いされている方で、令和6年度定額減税前の年税額が12,000円(所得割額が7,000円)、定額減税額が20,000円(国内に住所を有する配偶者を含めた扶養親族1人の場合)。

期別 年金支給月	令和6年度					令和7年度		
	1期分 納期限7月1日	2期分 納期限9月2日	10月	12月	2月	4月	6月	8月
	3,000	3,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
定額減税前の税額(円)	令和6年度年税額の2分の1に相当する額(6,000円)を2回で納める		令和6年度年税額の2分の1に相当する額(6,000円)を3回で引き落とし<本徴収>			令和6年度年税額の2分の1に相当する額(6,000円)を3回で引き落とし<仮徴収>		
定額減税後の税額(円)	※0	※0	※1,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000

(2) 令和5年度から継続して年金から住民税が引き落としされている方

前年度の年金所得にかかる年税額の2分の1に相当する額を、4・6・8月の年金支給分から3回に分けて引き落とし(仮徴収)、年税額から仮徴収3回分の税額を引いた残りの額を、10・12・2月の年金支給分から3回に分けて引き落とします(本徴収)。

例 収入が年金のみであり、令和5年度定額減税前の年税額が36,000円、令和6年度定額減税前の年税額が30,000円(所得割額が25,000円)、定額減税額が10,000円(国内に住所を有する配偶者を含めた扶養親族がない場合)。

年金支給月	令和6年度						令和7年度		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月
	6,000	6,000	6,000	4,000	4,000	4,000	5,000	5,000	5,000
定額減税前の税額(円)	令和5年度年税額の2分の1に相当する額(18,000円)を3回で引き落とし<仮徴収>			令和6年度年税額から仮徴収税額を差引いた額(12,000円)を3回で引き落とし<本徴収>			令和6年度年税額の2分の1に相当する額(15,000円)を3回で引き落とし<仮徴収>		
定額減税後の税額(円)	6,000	6,000	6,000	※0	※0	※2,000	5,000	5,000	5,000

税額変更などで令和5年度に年金からの引き落としが中止となった場合は、「令和6年度から新たに年金から引き落としされる方」と同様の方法となります。また、税額変更などで年税額が減少し還付が発生する場合は、年金からの引き落とし後、還付の手続きまで2か月以上要する場合がありますので、ご了承ください。

※上記は一例となります。年税額や定額減税額によって引き落とし方法が異なりますのでご了承ください。

《住民税に関するお問い合わせ先》

課税の内容・定額減税について 税務課 課税係 (03) 5654 - 8550 (直通)
 調整給付金(控除外額)について 税務課 調整給付担当係 (03) 5654 - 6784 (直通)
 口座振替・還付について 収納対策課 収納対策係 (03) 5654 - 8186 (直通)